平成２５年（フ）第２７号
鹿児島県鹿屋市川西町4476番地６　コーポＮＳ105号、前住所鹿児島県鹿屋市王子町4412番地２
債務者　下村　久志
１　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
鹿児島県鹿屋市南町2350番地、前住所鹿児島県鹿屋市札元１丁目23番25号
債務者　新屋　博幸
１　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第６５６号
東京都日野市西平山１丁目12番地の42
債務者　村口　達彦
１　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８５９３号
東京都東大和市高木２丁目125―４　フレグランス156―Ａ―202熊崎方
債務者　並木あゆ美
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６０５号
東京都東久留米市本町２丁目３―１―505
債務者　今吉　幸美
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６１４号
埼玉県草加市草加１丁目２―20
債務者　杉渕　浩二
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６３６号
東京都足立区本木１丁目27―10―101
債務者　金井　美好
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６４２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区上星川１丁目13―21―101
債務者　村岡　リエ（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６７１号
東京都足立区江北２丁目22―１―911
債務者　海野　茂美
１　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６９９号
東京都足立区東綾瀬１丁目26―７―204
債務者　圷　　直孝
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７０４号
東京都板橋区徳丸２丁目22―14―103
債務者　田中　成子
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７０５号
東京都台東区浅草４丁目16―４　トドロキマンション４ＦＡ
債務者　西森　公一
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７０６号
東京都大田区大森西３丁目18―11　行川方
債務者　合田　知弘
１　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７１０号
東京都葛飾区南水元４丁目19―13―206
債務者　安齋　雅子（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７１３号
東京都品川区上大崎２丁目10―45―803
債務者　和田　晋也
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７２３号
東京都足立区花畑２丁目６―25―406
債務者　福谷　勝則
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部